

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867



18

安全保障調整に関する件

三三一〇 六 米保長

- 一 今次
- 二 止
- 三 止
- 四 止
- 五 止
- 六 止
- 七 止
- 八 止
- 九 止
- 十 止



十部の内五号

一 今回の安全保障調整交渉に対する我方の考へ方は、日米安全保障關係を安定性と信頼性ある基礎に置く見地より、現行安保条約を改めて我方の自主性と日米の双務性に立脚せる条約關係にするに云うことであり、具体的には、(1)在日米軍に対し日本防衛に關する義務を食はしめ、(2)在日米軍の日本地域外使用に付我方と事前に協議せしめることとし、(3)核兵器持込に關し何等かの了解を取付けること、等が主たる關心事であつたと思われる。而して自主性と双務性の見地より、總理は、条約上米國の責任を明記すると共に、我方としても自ら責任を負うべきことは進んで臆すもの

なることを明にするのは当然なりとの趣旨にて、我方の基本的考へ方を、米側に対し、「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」と云う形で表現された。

二 米側は、「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」の締結に於て日本側の諸事情を充分考慮に入れると共に、樞東全般の安全保障の要請にも応じ得るものとして、一案を提示越したが、右草案に於て問題となるのは、(1)第五条に於て援助義務発動の対象たる被攻撃地域（狭義の条約地域）を日本本土、沖縄、小笠原、及び太平洋地域の米領土としてゐる点、及び(2)第六条に於て米軍の日本基地使用を規定すると共に附屬取極に於て狭義の条約地域外（広義の条約地域）の戦闘行為の爲め之を作戦的に使用する場合の事

前協議を規定している点、の二点である。

三 狭義の条約地域の問題

(1) 米草案に於て「太平洋地域の米領土」が含まれている点は、相互援助の建前よりすれば当然であり、米側は、日本援助の条約上の義務を負うことに見合ひものとして譲り難き点と思われる。此の問題は相互援助の形を遂へる問題であつて、援助義務の内容如何に拘らない。

(2) 此の点に關し、米國が實質的に日本に期待するものは基地供与であるから、狭義の条約地域より太平洋地域の米領土を除き、米國の日本援助義務と日本の基地供与で均衡するとの考へ方があるが、

1、従来の米側の基本的態度は右(1)であり、

2、新条約に於ける日本の基地供与の考へ方は、越くとも作戦的使用に就ては甚だ制限的であつて、均衡し得るや問題であり、

3、「基地を貸して米國に守つて貰ふ」と云うことでは自主性の要請に反し、

此の考へ方では話は成立たないと思われる。

(3) 従つて、日本側に於て憲法上集團的自衛権が認められないと云う理由、又は「新条約によつて日本が新たな義務を負つた結果日本が戦争に捲込まれる可能性が増した」と云う印象は避けなければならぬと云う理由、等々「太平洋地域の米領土」を含む

しめ得ないとすれば、米国の援助義務を通常の相互援助条約の場合よりも弱いものとせざるを得ないと思われる。

(二) 沖縄、小笠原を含めるべきや否やが国内で議論されているが、之を含めることは当然であると考へる。

四 広島の条約地域の問題

(1) 米草案第六条冒頭の表現は明確を欠くが、十月六日の先方の説明によれば、右は米國が駐留の権利を与へられると云う表現を避けつつ、日本に駐留する米軍は、日本の防衛に寄与するのみならず極東の平和と安全に寄与する為め使用されるものなる意味を含める趣旨であることが明らかになつた。此の点は、日米間の安全保障が極東の一般的安全保障の一環たる事実より米

側は之を必須の要件とし、又我方も實質的に之を拒む理由がないことよりして、何等かの形で条約上明らかにして置くべきである。

(2) 条約上に於て直接日本防衛の爲め以外の米軍駐留を認めることは、相互援助の趣旨で既に権利義務関係の均衡があるのであるから、其の上斯る駐留を認めることは均衡を失することとなるとの考へ方もあるが、駐留を認めることに依り我方の得べき利益は、我國自衛力の現状に鑑み直接日本防衛に寄与する点は別とし、極東の集団安全保障の一環としての駐留米軍の抑制力にあると解すべきであり、尚我國に直接職禍を及ぼす危険のある作戦的基地使用の場合の事前協議を米國に承諾せしめ得るな

らば、双方の間に均衡が存すると謂へるであらう。

イ 前記三回に述べた通り、米国の日本防衛義務と日本の基地供与では話は成立たないと思われるが、何れにせよ、現行条約を改めて、一方に於て在日米軍の域外使用に事前協議の条件を課し、他方米国は日本防衛の義務を負わせようとするだけでは、所謂自主性のみを走つて双務性を欠き、実際問題として交渉の成立は困難であらう。

ニ 以上の諸点に鑑み、先づ前記三のイ及びニに付米側の態度を突き止めると共に、三のイ及びニに關し我方の眼界を決める必要がある。

六 右の結果、三のイ及びニが何れも動かし難いとすれば、此の間

に何等かの歩み寄りを考へなければならぬが、其の場合我方の対案として別紙案第五條の如きものは如何かと考へられる。又第六條は別紙案第六條の如き表現としては如何かと考へられる。

七 「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」との考へ方より、第五條に關しては米側提案の如く米國領土を狭義の条約地域に含ましぬ（其の場合太平洋を西太平洋に改めることを考慮する）、以て今後の交渉の基礎とすることが適當であると思われる。他面別紙の対案は決して満足すべきものでなく、又米側が応ずるや否やも分明でないが、現存する階級約の下に於て冒頭に述べた我方当面の関心事項を一応取入れているものとして、現段階に於ける解決策たり得るものと思われる。

別紙

(第五條) 日本國の領土又は平和條約第三條に規定された地域に對して外部から武力による攻撃が行はれた場合には、兩當事國は相互に協力することを約し、かつ効果的に事變に對処するため、各政府は憲法の範圍内に於て必要と認める措置を執るものとする。(第二項略)

西太平洋

(第六條) 前條の目的を達成するため、並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆國は、兩政府間の合意により定めるところに従ひ、合衆國の陸軍、空軍及び海軍の軍隊を日本國內及びその附近に配備することが出来るものとする。

前項の合衆國の軍隊の日本國內及びその附近における配備を

規律する條件は、兩政府間の行政協定で決定する。

(註) 日本區域外の職團行為の爲めの日本基地の作戦的使用及び機兵機持込に関する米側フォーミナラを伴うものとする。